



令和元年12月24日

議長 山田延孝様

議会改革検討委員会

委員長 吉野恭介



諮問事項に対する提言（第1次）

令和元年7月1日付けで諮問された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

## 諮問事項 決算・予算審査特別委員会における総括質疑の方法について

総括質疑の質問の範囲について、委員の所属する分科会に関する質疑の可否について議論した結果、横断的・全体的な内容に係るものについては、所属する分科会の内容を含めて行うことができるようにすべきとの結論にまとまりました。

なお、所属する分科会の個別事業に係る質疑については、次のとおりの意見が出ましたが、結論の一致を見るに至りませんでした。

### ○所属する分科会の個別事業に係る質疑について

#### 【可とする意見】

- ・分科会に市長が出席しないので、所属する分科会の個別事業についても、総括質疑において、出席している市長に対して質疑できるようにすべき。
- ・所属する分科会以外の個別事業については、現在でも総括質疑の中で質疑を行っているところであり、それが所属する分科会の事業に広がることは何も問題ないと考える。
- ・質問について制限をかける必要はなく、自由に議論を行える環境を整えておくべき。

#### 【否とする意見】

- ・執行部は、誰が答弁しようとする同一の見解に基づき答弁しており、市長に聞きたいという理由をもって、所属する分科会の個別事業についても総括質疑で質疑できるようにするというのはいかがなものかと思う。
- ・分科会では個別事業について専門的に審査等を行っているところであり、なんでも可とすると、総括質疑と分科会で行うべき質疑の違いが不明確になる。それぞれの役割を認識して質疑を行うためにも現行どおりでよい。
- ・別の分科会に所属する会派の同僚議員に質疑を行っていただく手法をとることも可能であり、現行どおりで大きな支障はない。